

湖南省農業委員会だより

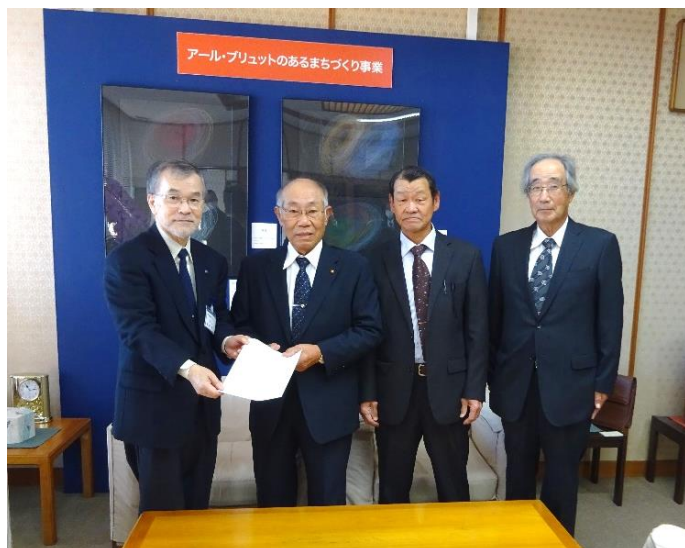
令和3年3月16日発行

第 23 号

湖南省農業委員会
湖南省中央一丁目1番地
TEL 0748-71-2362

農地利用の最適化に向けて 市長に意見書を提出

令和2年11月26日、「令和3年度湖南省農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を湖南省長に提出しました。これは農業委員会法の規定に基づき、農地等利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するための必要な施策等について、市に意見書を提出するものです。



我が国の農業経営を取り巻く環境は担い手の不足、農産物の価格の低迷に加え新型コロナウイルス感染拡大による需要の減少など大変厳しい状況にあります。湖南省においても離農者の増加、耕作放棄地の発生といった課題が年々増加しています。

については、湖南省の農地利用の最適化と地域農業の発展に向けて、以下のとおり意見書を提出しました。

～意見書の主な内容～

1 遊休農地の発生防止・解消について

- ・遊休農地の発生防止と解消対策
(農地の適正管理と効率的な利用の確保、再遊休化の防止に向けた対策など)
- ・中間管理機構による遊休農地対策
- ・有害鳥獣の被害防止対策

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

- ・農業振興地域整備計画の推進
- ・「人・農地プラン」の策定及び見直しの推進
- ・農地中間管理機構等への集積（中間管理事業や利用権設定制度の周知など）
- ・農地の基盤整備の推進（ほ場の大区画化と優良農地の確保、老朽化する農業用水路施設の改修整備など）

3 新規参入の促進について

（新たな担い手の確保、認定農業者等の担い手育成に関する支援策など）

4 地産地消の推進について

- ・学校給食との連携を密にし、地元食材の使用拡大と食育の推進
- ・地域伝統野菜の積極的な発信（広報活動と栽培の推進）

5 最適化業務の推進について

（農業委員会事務局体制の強化と組織の充実化）



▲農地パトロール

●上記のほか、「優良農地の確保と有効利用についての政策展開」について提言しました。

※意見書の詳細は市ホームページをご覧ください。

湖南省農地賃借料情報(令和2年中)

令和2年中に農用地利用集積計画（利用権設定）によって賃貸借された農地の賃借料水準（10a当たり）は次のとおりです。

【田(水稲)の部】

(単位：円)

締結(公告)された地域		平均額	最高額	最低額	データ数(筆)
湖南省全域	基盤整備地域	4,800	12,800	3,000	148
	未整備地域	2,300	5,000	1,000	40
(参考)湖南省平均		4,300			188

- ・賃借料を物納支給（水稲）としている場合は、米60kg当たり12,800円で換算しています。
- ・賃借料の発生していないものが61筆ありました。 ・金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

農地法等の取扱い件数(令和2年中)

令和2年中に農業委員会総会で審議した農地法等の取扱い件数は次のとおりです。

種別		件数	種別	件数
第3条（農地の権利移転(売買等)）	許可	2	第18条（合意解約）	20
	届出(※)	32		
第4条（自己所有農地の転用）	許可	0	形状変更（田畑転換）	0
	届出(※)	4		
第5条（農地を権利移転(売買等)して転用）	許可	14	農用地利用集積計画（利用権設定）（所有権移転）	107 1
	（うち一時転用）	1		
	届出(※)	14		

※第3条届出：相続等による届出。 ※第4条及び第5条届出：市街化区域内農地の転用届出。

※農用地利用集積計画：農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借、売買等。

●農地を転用する場合は農地法による手続きが必要です。事前に農業委員会事務局に相談してください。

農地の適正な管理をお願いします！

今年度も農地パトロールを実施しました。結果、草刈等により遊休地が解消されたところもありましたが、一方では新たな遊休農地の発生や再遊休化したところもあり全体として遊休農地は減少していません。農地を放置すると、雑草・雑木の繁茂や病害虫の発生などで周辺農地や近隣住民にも迷惑を及ぼします。

農地の保安全管理は所有者の責任です。農地を荒廃化させないために耕起・草刈りを行うなど、日頃から管理に努めてください。

空家に付随した農地に限り、農地取得の下限面積を引き下げました

農地を取得する場合には農地法に基づく下限面積要件（取得後の経営面積が50アール以上必要）があります。湖南省農業委員会では、移住定住の促進と遊休農地の活用・解消を目的に、空き家に付随した農地を取得する場合に限り下限面積を0.1アール（10㎡）に引き下げました（令和2年11月9日施行）。

●空き家に付随した農地とは

湖南省空き家バンクに登録された空き家等の所有者が所有する市内にある農地のうち、1筆単位で農業委員会が指定した農地です。 ※指定には要件があります。詳しくは農業委員会事務局へ。

農地を貸したい方へ 農地中間管理事業で農地の貸借を検討してみませんか？

●中間管理事業とは

知事の指定を受けた公的機関である農地中間管理機構が、所有者から農用地等を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して貸し付ける事業です。

令和3年度（前期）農地の貸付申込受付期間（定期募集） 令和3年4月1日（木）～令和3年6月30日（水）

※問い合わせ先 滋賀県農地中間管理機構（（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金）本部（電話 077-523-4123）
同甲賀地域窓口（電話 62-8015）